



健危管第200号  
令和8年（2026年）5月15日

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 会長 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出に係る要請・購入方法等に関する周知について（依頼）

平素より、本県の公衆衛生施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国が備蓄している医療用手袋について、確保が困難となっている医療機関（病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）向けに放出（販売）されることとなりました。

また、当該手袋の購入に当たっては、都道府県を通じた「要請（申請）」手続き及び国が選定した販売業者に対する「購入」の手続きがそれぞれ必要となります。

つきましては、当該手袋の要請・購入方法等について、貴会所属会員に対し、別添通知を送付いただきますようお願い申し上げます。

熊本県健康福祉部健康危機管理課  
危機対処・企画班

担当：田上、桑原

電話：096-333-2239

E-Mail: busshi-yousei@pref.kumamoto.lg.jp

各医療機関の管理者 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出に係る要請・購入方法等について（通知）

平素より、本県の公衆衛生施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国が備蓄している医療用手袋について、確保が困難となっている医療機関向けに放出（販売）されることとなりました。当該手袋の購入に当たっては、県を通じた国への「要請（申請）」  
手続を行った上で、国が選定した販売業者に対する「購入」手続を行っていただく必要があります。

つきましては、当該手袋の購入を希望される医療機関におかれましては、下記により、必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

なお、県 HP (<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/267908.html>) において、マニュアルや様式等の情報を掲載しています。随時更新しますので、併せて御確認ください。

## 記

### 1 対象医療機関

病院、診療所、歯科診療所、訪問看護事業所、薬局、助産所

### 2 要請（申請）方法

（1）G-MIS※による要請方法 ※医療機関等情報支援システム

- ・ 下記のマニュアル等（クリックでダウンロード可、県 HP にも掲載）を参考に、G-MIS にログインの上、①在庫量、②1週間の想定消費量、③1週間の購入見込み量を回答してください。

〔ログイン URL〕 <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

〔マニュアル等〕 [【医療機関用】医療用手袋の要請の流れについて](#)

[【医療機関用】G-MIS 週次調査マニュアル](#)

[【医療機関用】G-MIS 緊急配布要請マニュアル](#)

[【医療機関用】緊急配布要請条件チェックシート](#)

〔問合せ窓口〕 厚生労働省 G-MIS 事務局  
電話：050-3355-8230（平日 9 時～17 時）  
メール：[helpdesk@gmis.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@gmis.mhlw.go.jp)

〔手袋の仕様〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/001695951.pdf>

※使用推奨期限：令和 9 年（2027 年）10 月～12 月

## （2）G-MIS の利用が困難な場合の要請方法

- ・ 下記の県電子申請システム（LoGo フォーム）にアクセスし、フォーム内から「緊急配布要請個別シート」をダウンロードしてください。
- ・ 記入欄に必要事項を記載し、本フォームから御提出（アップロード）をお願いします。

〔県電子申請システム〕 <https://logoform.jp/form/x4b6/1584101>



※今回放出される手袋については、原則として G-MIS により要請手続きを行うこととされています。このため、まずは G-MIS の利用について検討いただきますようお願いいたします。

※G-MIS 等による要請手続きのみでは、手袋の購入はできません。必ず下記 4 の購入手続きもインターネットから行ってください。

## 3 購入可能な条件及び枚数

### （1）条件

- ・ 上記 2 のいずれの要請方法においても、以下の条件を満たす場合のみ、手袋の購入が可能となります。
- ・ 要請を行う際は、「**【医療機関用】緊急配布要請条件チェックシート**」も活用いただき、必ず以下の条件を満たしているか御確認をお願いします。

〔条件〕

**①在庫量 < (②1 週間の想定消費量—③1 週間の購入見込み量) × 4**

〔判定例〕

①在庫量	②今後 1 週間の想定消費量	③今後 1 週間の購入見込み量	比較	判定結果
2,000 枚	1,000 枚	400 枚	2,000 枚 < 2,400 枚	対象
3,000 枚	1,000 枚	400 枚	3,000 枚 > 2,400 枚	対象外

### （2）枚数

- ・ 上記（1）の条件を満たす場合は、「②1 週間の想定消費量 × 2」を 1,000 枚単位で切り上げた枚数を上限に購入が可能となります。

〔例〕 1週間の想定消費量×2が

① 1～1000枚の場合：1セット【1000枚（10箱）】を購入可能

② 1001～2000枚の場合：2セット【2000枚（20箱）】まで購入可能 等

※1セット【1,000枚（10箱）】が最小の販売単位であり、1セット単位でS・M・Lサイズの指定が可能です。

#### 4 購入手続き

- ・要請手続後、速やかに販売業者（アスクル）の購入サイトから必要情報を登録してください（要請手続前での登録も可）。
- ・情報登録完了後、アスクルから送付されたメールから、所定の購入手続等を行ってください。

〔購入サイト〕 [https://www.askul.co.jp/f/mhlw\\_specialcustomer/](https://www.askul.co.jp/f/mhlw_specialcustomer/)



〔問合せ窓口〕 アスクル 国備蓄物資 専用窓口（5月18日より開設）

フリーダイヤル：0120-662-777

IP 電話からは 03-6731-7874

※受付時間：10:00～17:00（月～金）、祝祭日を除く

#### 5 今後のスケジュール（予定）

【要請受付第1弾】	
①5/18（月） 9時～5/20（水） 17時 <sup>※</sup>	医療機関からの要請受付
②要請受付時～5/21（木） 17時 <sup>※</sup>	県において医療機関の要請内容を確認
③5/22（金）	国において医療機関の要請内容を確認 販売業者にリスト提供
④5月下旬～	販売業者から各医療機関に順次配送
【要請受付第2弾】	
①5/20（水） 17時～5/27（水） 17時 <sup>※</sup>	医療機関からの要請受付
②要請受付時～5/28（木） 17時 <sup>※</sup>	県において医療機関の要請内容を確認
③5/29（金）～	国において医療機関の要請内容を確認 販売業者にリスト提供、順次配送
【要請受付第3弾】	
①5/27（水） 17時～6/3（水） 17時 <sup>※</sup>	医療機関からの要請受付
②要請受付時～6/4（木） 17時 <sup>※</sup>	県において医療機関の要請内容を確認
③6/5（金）	国において医療機関の要請内容を確認 販売業者にリスト提供、順次配送

※上記以降も、毎週水曜 17時要請<sup>※</sup>、木曜 17時<sup>※</sup>都道府県確認のスケジュールで要請を受付予定。

※放出状況等を踏まえて要請受付の停止等を行う場合には国が別途通知。

## 6 お問い合わせ先

問合せ内容	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄配布の取組全体</li> <li>・ 下記以外</li> </ul>	厚生労働省 医薬産業振興・医療情報企画課（医療用手袋担当） （メール） <a href="mailto:sos-busshi@mhlw.go.jp">sos-busshi@mhlw.go.jp</a> （緊急時電話番号） 03-3595-3529 ※原則メールでの問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G-MISの操作方法、アカウント情報</li> </ul>	G-MIS窓口 厚生労働省 G-MIS事務局 電話：050-3355-8230（平日9時～17時） メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入手続について</li> <li>・ アスクルのアカウント情報</li> </ul>	アスクル株式会社 国備蓄物資 専用窓口 フリーダイヤル：0120-662-777 IP電話からは03-6731-7874 受付時間：10:00～17:00（月～金） ※祝祭日を除く
※県では下記事項以外のお問合せについてはお答えできかねますので、御了承ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に対する個々の要否判定</li> <li>・ G-MIS利用が困難な場合の対応</li> </ul>	熊本県 健康福祉部 健康危機管理課 （お問合せ専用フォーム） <a href="https://logoform.jp/form/x4b6/1583854">https://logoform.jp/form/x4b6/1583854</a> （G-MIS利用が困難な医療機関向け要請フォーム） <a href="https://logoform.jp/form/x4b6/1584101">https://logoform.jp/form/x4b6/1584101</a>

## 7 参考

### （1）県 HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/267908.html>

※今後、随時更新していくこととしています。



### （2）厚生労働省 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73131.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html)



熊本県 健康福祉部  
 健康危機管理課（危機対処・企画班）  
 電話：096-333-2239  
 E-Mail: busshi-yousei@pref.kumamoto.lg.jp  
 ※県へのお問合せ等は、可能な限り「6 お問い合わせ先」に記載のフォームからお願いします。